

○公益社団法人全国市有物件災害共済会消防・防災施設整備事業等資金融資資産  
運用規程

平成 23 年 9 月 9 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、定款第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる消防・防災施設整備事業等資金融資事業（以下「融資事業」という。）に充てる資金として設定する消防・防災施設整備事業等資金融資資産（以下「融資資産」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(融資事業の資金総額)

第 2 条 融資事業の融資に充てることができる資金総額（融資の未償還元金を含む。）は、融資資産の額とする。

2 融資の対象事業、条件、手続き等、融資事業の実施に必要な事項は、消防・防災施設整備事業等資金融資規程で定めるところによる。

(融資資産の額)

第 3 条 融資資産の額は、理事会で別に定める。

(管理)

第 4 条 融資事業の融資に充てるまでの間の融資資産の管理は、理事会が別に定める資産運用管理規程によるものとする。

(運用益金の処理)

第 5 条 融資資産から生じる収益は、定款第 4 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める事業の資金に充てるものとする。

(取崩し)

第 6 条 融資資産は、定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する相互救済事業の災害共済金等の給付財源に充てる必要があるときは、理事会の決議により、その一部を取崩すことができる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細目)

第 8 条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成 24 年 11 月 1 日)